

鈴鹿市地域ケア推進会議(令和8年度第1回)議事概要

1 開催概要

(1) 日時:令和8年6月18日(木)13:30~14:30

(2) 場所:鈴鹿市役所 本館 12 階 1203 会議室

(3) 出席委員:19名

齊藤 晋治(会長・議長)、藤田 浩弥(副会長)、林 竜一郎、岡田 圭二、
前川 和子、宮崎 高佳、磯村 久美、長谷川 友子、寺田 隆、山田 智美、
伊藤 壽一、吉村 貴、疋田 麻美、中原 さおり、古川 慎、玉田 浩一、
飯田 敦子、中条 裕、古市 丈法

(4) 事務局:13名

善福 一博(健康福祉部次長兼鈴鹿市社会福祉事務所長)
杉立 正徳(健康福祉部長寿社会課長)
永田 健太郎(健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループリーダー)
平野 映美(健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループ)
田中 真紀子(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室長)
小林 佐織(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
川口 佳宏(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
佐野 方彦(健康福祉部健康福祉政策課長)
野村 浩美(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター長)
堀 舞(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)
前納 眞友子(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)
田中 浩樹(鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉グループリーダー・
第1層生活支援コーディネーター)
内山 昂貴(鈴鹿市社会福祉協議会地域福祉課権利擁護グループリーダー)

2 会議の主な内容

(1) 会長・副会長の選任

- ・会長:齊藤晋治氏
 - ・副会長:藤田浩弥氏
- が選任され承認された。

(2) 報告事項

ア 令和7年度地域ケア圏域会議の実績について

(事務局)

- ・令和7年度は地域ケア圏域会議を全15回開催し、個別事例から抽出された地域課題について協議した。
- ・防災では、高齢者の避難支援やオリーブボックスの運用などが課題として挙げられ、自助・互助・共助の重要性を確認した。
- ・8050問題や身寄りのない高齢者など、複合的な課題を抱える事案の増加や、地域のつながりの希薄化、民生委員の担い手不足が課題として共有された。
- ・運転免許返納後の移動手段不足が、閉じこもりによる地域からの孤立や医療機関への受診の困難による病状の悪化など新たな課題につながっていることが報告された。
- ・地域ケア圏域会議で整理した地域課題について、今後の地域ケア推進会議で検討内容となるため、積極的な意見交換をお願いしたい。

(会長)

地域ケア圏域会議としては 高齢化に伴う免許返納等の実態もあることから、高齢者の移動手段について、共通の課題があるということによいか。

(事務局)

圏域単位では解決が難しいため、市全体で考えるべき課題として取り上げてもらうのがよいのではないかと認識している。

(会長)

地域ケア圏域会議の報告の中で、ほかに市全体で考えるべき課題として取り上げるべきテーマはあるか。

[意見なし]

(会長)

事務局は、高齢者の移動手段に関して、今後、地域ケア推進会議での議題として整理を進めるようお願いする。

イ ごみ戸別収集(ふれあい収集)に関する報告

(事務局)

- ・高齢化の進展に伴い、ごみ出しが困難な高齢者・障がい者が増加し、地域ケア推進会議で継続的な地域課題として検討してきた。
- ・既存の訪問介護や地域・家族による支援には限界があり、「制度の狭間にある生活課題」と整理され、公助による対応が必要とされた。
- ・地域ケア推進会議での協議や鈴鹿市高齢者施策推進協議会からの意見書を踏まえ、令和 6 年度から制度化を検討し、令和8年度から「ふれあい収集」を本格実施することとなった。
- ・対象者や収集方法、申込手続きなど制度概要について説明。申込み受付は既に開始している。
- ・ケアマネジャー・ヘルパー向けに Web 説明会を開催し、制度の周知を行った。

(会長)

ごみの戸別収集が開始したことは、地域ケア推進会議での成果と言えるが、対象者については、市としては、まずは要介護3以上を対象として開始すること。

昨年度のこの会議において、「ごみ屋敷を作らないためにも要介護1、2まで広げてはどうか」との委員からの意見があることから、対象者については、引き続き検討をしてもらう必要があると思う。

ほかに、委員からの意見はあるか。

(委員)

ヘルパー連絡協議会を代表して出席しているため、現場から出ている意見をお伝えしたい。

ふれあい収集の現時点での申し込み件数及び相談件数を伺いたい。

制度の創設は評価するが、現場からは、対象者を要介護3以上とする現行の基準では、ごみ出しに困難を抱えている方々を十分にカバーできていないのではないかと指摘されている。

要介護1、2であっても、身体機能や認知機能の低下、住環境などによりごみ出しが困難な方は少なくない。

特に老々介護や独居高齢者の増加に伴い、ごみ出し支援のニーズは今後さらに高まると考えている。

一方で、ごみがたまり悪臭だけでなく、今からの季節は特に虫が発生しやすい環境になることから、ヘルパーが本来業務の範囲を超えて対応せざるをえないケースも見受けられる。

ヘルパーの人材不足が深刻化する中、こうした状況は現場の負担増加、その先には離職と繋がることが懸念される。

そこで、利用実績や申し込み状況、相談内容を踏まえ、現行基準によって支援から漏れている方はいないか検証し、必要な方に制度が届くよう対象基準について、現場から見直しを求める意見が多くある。

現時点で見直しの判断が難しい場合でも、制度開始後の実績を踏まえ、検証を行う予定や今後の見通しについて伺いたい。

(事務局)

相談件数は各課で数件程度の相談があると伺っているが、現時点で決定までいった方は8件となっている。

対象者範囲の拡大については、申込件数と今後の事業の進捗状況を確認し、担当課とも協議をしながら進めていきたいと考えている。

広報すずか6月号で1ページのふれあい収集の特集記事を掲載している。これがちょうど届いている時期だと思うため、広報を見ての問い合わせの状況もみながら、対象者範囲について検討していきたいと考えている。

(委員)

次回の会議の際に、その後の決定件数についても伺いたい。

(事務局)

次回の会議の際に伝える。

(会長)

制度が始まったばかりというところで、これから周知などにより、利用件数等も変化していくと思う。またそれに合わせて、様々な課題も見つかると思う。

事務局は委員からの意見を踏まえて今後のごみの戸別収集のあり方について引き続き検証をお願いしたい。

(委員)

対象者範囲の拡大は非常に重要だと思う。要介護3以上の方は、自分での生活が難しいため、ほぼ施設に入っており、対象者はほとんどいないと思う。

自宅で独居の方など必要な方を救うことが必要だと思うので、そのために調査をした方がよいと思う。

ヘルパーやケアマネジャーの意見は聞いているが、対象者の拡大にあたっては、データが必要だと思うので、アンケート等で、それぞれの介護度の対象者

数を把握してもらいたいと思う。

また、要介護3以上の方を対象とすることについては、戸別収集の制度が決まってから、こちらに報告があったと思うが、戸別収集が可能な想定人数は何人程度か伺いたい。

(委員)

戸別収集が可能な人数については、当初、200名程度と伺っていたが、現時点では、申込者数が10名未満であり、せっかくできた制度が存続していくかも疑問に残る。そのため、対象者の範囲の拡大は必要ではないかと思う。

(事務局)

対象者数については、令和7年6月に市内の居宅介護支援事業所53箇所にアンケートをとっており、回収率60%で62世帯という結果が出ていた。それを踏まえて計算し、障がい者の方の対象者も加えたとおおよそ、200世帯の方から申し込みがあると想定していた。

(会長)

制度の開始にあたっては、調査を行い、ある程度の対象者数を見込んで開始していることと思う。

まだ、始まったばかりの制度でもあるので、市民ニーズに即した支援となるよう、事務局には引き続き検証をお願いしたい。また、アンケート等で、それぞれの介護度の対象者数を把握についてもお願いしたい。

ウ 身寄りのない高齢者への支援に関する報告

(事務局)

- ・身寄りのない高齢者への支援について、入院・入所時の身元保証、医療同意、金銭管理、死後事務などが課題となっている。
- ・地域ケア推進会議等での検討を踏まえ、権利擁護体制の強化、入院・入所に関するガイドラインの策定、終活支援の推進に取り組んでいる。
- ・ガイドライン策定を通じて、成年後見制度の利用に時間を要することや、制度の狭間にある高齢者への支援不足、民間の身元保証サービスに関する課題が整理された。
- ・国においても、社会福祉法改正や身寄りのない高齢者への支援事業の拡充が進められている。
- ・本市では令和8年度中に終活情報登録事業を開始する予定であり、本人の

意思を事前に整理・可視化する仕組みを整備するとともに、将来的には終活支援を含めた相談窓口の開設につなげていきたい。

(会長)

ただいまの報告を受けて、身寄りのない高齢者への支援としては今年度から終活登録事業が開始されるということであった。

国の動向を見ると三重県社会福祉協議会などが実施主体となっているが、鈴鹿市社会福祉協議会では現時点で何か情報はるか。

(委員)

身寄りのない高齢者支援の詳細は、現時点では三重県社会福祉協議会から示されていない。

6月2日の福祉新聞において、衆議院の厚生労働委員会が社会福祉法などの一部改正案について参考人を招致して意見を聞いたという記事が載っていた。

これまで身寄りのない高齢者への支援については、社会福祉協議会やケアマネジャー、また医療ソーシャルワーカーなど、現場の善意に依存してきた側面があると指摘をされている。

今後、支援の担い手となる社会福祉協議会や社会福祉法人、NPOへの負担集中や、不適切契約防止のためのガバナンス強化が課題として挙げられている。

日常生活自立支援事業は、各市町社協で取り組んでいる事業だが、責任の所在に不安がある。今後、新たな事業になる場合は、行政にも関わっていただけるとよいと思う。

まだ、今後の流れについては三重県社会福祉協議会から示されていないが、確認したところ、来週、全国社会福祉協議会で、都道府県社会福祉協議会を集めた話し合いがあるとのことで、そこで情報があれば、7月に入ってから市町社会福祉協議会へ情報提供される予定であるとのことであった。

(会長)

まさに今動いているという状況かと思う。

他に、今後の支援体制について何か意見はあるか。

(委員)

国の施策に先立って鈴鹿市として窓口を開設いただけることに感謝している。

ふれあい収集もそうだが、高齢者への支援がなされないと、本人だけではなく近隣の方へも、影響が出てくるものである。例えば、ごみでいえば害虫やねずみなど、高齢者の方が健全な生活を送れないと、若い方やこどもにも影響が出るため、一生懸命一緒に考えていく必要があると考えている。

令和8年度に開始予定の終活情報登録事業について、本人の意思や希望を事前に整理・可視化するという点について、どのように意思や希望を可視化していくことを考えているのか、また具体的な登録内容について伺いたい。

本人の意思や希望を可視化することは非常に大切な部分であるが、実施する側にスキルが必要なことであり、その場で事務的に確認できることではないと思う。また、状況によって変化し続けていくため、継続した関わりが必要であると思う。

(事務局)

終活情報登録事業について、現在制度設計中であるため細かい部分については回答しかねるが、本人の希望の整理・可視化についてはエンディングノートを活用して、本人と一緒に考えていきたい。

事務的な形ではなく、本人のこれまでの生活や今後どうしていきたいかについて、本人もまだわからないと思うので、時間をかけてゆっくりと本人の意思を尊重しながら本人の意思を引き出せるように対応したい。

そのために、こちらもある程度の専門知識が必要であると考えており、対応する職員には終活プランナーのような資格を取得している者をつける予定である。本人の終活について、事務的なものではなく、寄り添いながら支援していきたい。

(会長)

事務局は委員からの意見を踏まえて身寄りのない高齢者への支援体制の構築に向けて引き続き検証及び状況報告をお願いする。

(3) その他

第11次鈴鹿市高齢者福祉計画策定について

(事務局)

第11次高齢者福祉計画策定スケジュールについて、資料に基づき説明した。

閉会